**平成２４年（再イ）第３４号**

愛知県岩倉市中央町１丁目54番地　セントラルマンション102号

再生債務者　薄田　博勝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月１日

名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（再イ）第４７号**

愛知県豊田市永覚新町３丁目59番地１　Ｔステージ永覚新町401号

再生債務者　魚住　芳紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月１日

名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２４年（再イ）第１０号**

滋賀県長浜市列見町161―１　セイコーズマンション列見103

再生債務者　谷口　祐一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月１日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 32 号**

平成25年３月24日に執行する四街道都市計画事業物井特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 15 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　11人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部公告第２号**

平成３年３月20日住宅・都市整備公団千葉開発局公告第１号で公告した、都市計画道路の新設に関する工事が次のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 15 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部
本部長　佐々木公陽

1　特定公共施設の種類および名称　都市計画道路３・３・18号武西十余一線

2　工事の施行区域　起点　千葉県印西市武西字釜ノ台1264番２号　終点　千葉県印西市武西字仲台1143番１号

3　工事の種類　都市計画道路の新設に関する工事

4　工事の完了の日　平成25年２月12日

## 計量法第 146 条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

**○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 293 号**

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 15 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成24年12月28日登録全部失効分）

| 登録番号 | 登録を受けた者の名称及び所在地 | 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地 | 登録に係る区分 | 効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲 |
|---|---|---|---|---|
| 0162 | 株式会社ソキア・トプコン<br>神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1588番地 | 株式会社ソキア・トプコン　松田事業所　品質保証部<br>神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1588番地 | 長さ | 全部失効 |

## 高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

**中日本高速道路株式会社第８号**

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年２月 15 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町田端まで
②高座郡寒川町田端から高座郡寒川町倉見まで
③高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
④海老名市中新田から厚木市上依知まで
⑤神奈川県相模原市南区当麻
⑥八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町田端まで
②高座郡寒川町田端から高座郡寒川町倉見まで
③高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
④海老名市中新田から厚木市上依知まで
⑤神奈川県相模原市南区当麻
⑥八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成25年２月17日

## 高速道路「京都縦貫自動車道」工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路「京都縦貫自動車道」の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年２月 15 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

| 路線名 | 工事の区間 | 工事の種類 | 工事一部完了の日 |
|---|---|---|---|
| 一般国道478号線（京都縦貫自動車道） | 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで | 新設工事 | 平成25年２月17日 |